申込みから設置まで

設置事業者が訪問して取り付けます）

申込み

「通話録音装置貸与申請書」（裏面）に必要事項ご記入のうえ、朝霞市役所長寿はつらつ課に提出してください。（郵送可）
申請書は朝霞市ホームページからも印刷できます。

申請書の確認

申請書の受付後、内容を確認します。申請いただくことで装置の貸出しを確約するものではありません。（貸出台数には限りがあります）

貸出しの決定

後日、貸出しの可否を決定し、結果を通知します。

装置の取付け

市が依頼する設置事業者がご自宅を訪問し、取り付けます。
※電話機の種類、電話会社のサービス、回線等により装置の設置ができない場合があります。

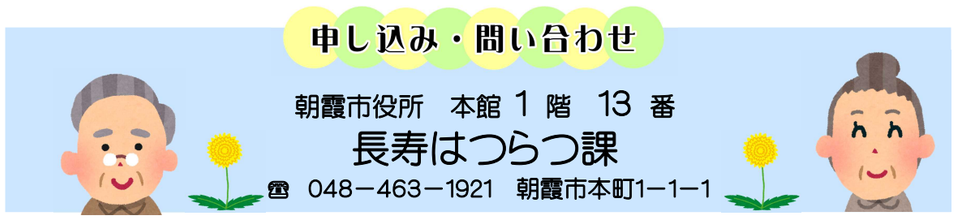

振り込め詐欺

高齢者の方に

通話録音装置を無償貸出しします

通話録音装置とは？

電話がかかってくると、相手に対してアナウンスで警告します。また、電話に応答すると、自動的に録音されます。犯罪等悪質電話を抑止するための装置です。

対象　市内在住の

・65歳以上のひとり暮らしの方
・65歳以上の高齢者のみの世帯の方
・同居人が勤務等により65歳以上の方のみとなることが常態の世帯の方
・その他特別な事情のある方はご相談ください。
※朝霞市の「緊急通報システム」「安心見守り通報システム」、その他電話回線を利用する通報装置をご利用中の方は通話録音装置を利用することができません。

貸出期間

貸出期間・1年間（貸出中止の申出がなければ自動更新されます）